

## 第7章 特定事業及びその他事業

### 1. 目標年次

本地区で設定した重点整備地区内において、駅舎、道路、建築物などのバリアフリー化を重点的かつ一体的に整備していくために特定事業を実施します。

本地区で実施する特定事業は、公共交通特定事業、道路特定事業、都市公園特定事業、交通安全特定事業、その他の事業があり、特定事業の内容について各事業者が特定事業計画を策定して整備を行っていきます。

移動等円滑化の促進に関する基本方針の整備目標である2025年度(令和7年度)を短期目標として定め、事業の内容によっては中期、長期的に目標を定めて事業を実施していきます。ただし、事業の実施については関係機関との協議、財政状況などにより、事業内容及びスケジュールに変更が生じることがあります。

#### ◆目標年次

短期	2025年度(令和7年度)までに事業を実施
中期	2030年度(令和12年度)までに事業を実施
長期	2031年度(令和13年度)以降に事業を実施

## 2. 特定事業

### (1) 公共交通特定事業

#### ア 鉄道

##### ◆南海電気鉄道株式会社

事業箇所	主な事業内容	整備時期	備考
紀ノ川駅	エレベーターの設置	短期～中期	
	スロープの改良	短期～中期	勾配の緩和
	跨線橋階段へ手摺設置	短期～中期	
	券売機の蹴込み設置	短期～中期	

##### ○具体的な内容

- ・各ホームと跨線橋を結ぶエレベーターを設置します。
- ・改札内のスロープの勾配を緩やかに改良します。
- ・現在片側に設置している跨線橋の階段の手摺を両側に設置し改良します。
- ・券売機に蹴込みを設置します。

※各事業内容について、準備が整い次第、整備を進めていきます。

#### イ バス

##### ◆和歌山バス株式会社

事業箇所	主な事業内容	整備時期	備考
バス車両	ノンステップバスの導入	随時	

##### ○具体的な内容

- ・長期的な目標を定め、各年度に随時ノンステップバスを導入していきます。

(2)道路特定事業

◆和歌山県

事業箇所	主な事業内容	整備時期	備考
県道150号 紀ノ川停車場 平井線	道路の補修	順次	
県道152号 紀ノ川停車場線	道路の補修	順次	
	視覚障害者用誘導表示等	短期～中期	※

○具体的な内容

- ・県道150号紀ノ川停車場線平井線は、沿線に家屋等が連担しており、歩道設置、拡幅等が困難であるため、順次、カラー舗装や点字ブロックなどの補修を行います。
  - ・県道152号紀ノ川停車場線は、沿線に家屋等が連担しており、歩道設置、拡幅等が困難であるため、順次、舗装などの補修を行います。
- ※和歌山大学前5号踏切道の視覚障害者用誘導表示等の設置については、国の方針が確定次第、早期に整備を進めていきます。

◆和歌山市

事業箇所	主な事業内容	整備時期	備考
市道 楠見30号線	道路の改良	長期	
市道 楠見130号線	道路の改良	長期	
市道 野崎40号線	道路の改良	長期	
市道 野崎145号線	道路の改良	長期	

○具体的な内容

- ・各路線に対し、沿線に家屋等が連担しており、歩道設置、道路拡幅は困難ですが、可能な限り整備を進めます。

### (3)都市公園特定事業

#### ◆和歌山市

事業箇所	主な事業内容	整備時期	備考
市小路公園	既設トイレ解体工事 (延床面積 7.25 m <sup>2</sup> ) 新築トイレ工事(浄化槽) (延床面積 13.01 m <sup>2</sup> )	短期	令和5年度整備済
	グレーチングの更新	長期	
福島公園	既設トイレ解体工事 (延床面積 7.39 m <sup>2</sup> ) 新築トイレ工事(浄化槽) (延床面積 13.01 m <sup>2</sup> )	短期	
	入口の段差解消	短期	

#### ○具体的な内容

- ・市小路公園については、2023年度(令和5年度)にバリアフリーに対応した男子と女子兼多目的トイレを整備済。福島公園も同様に、バリアフリーに対応したトイレを設置します。
- ・市小路公園のグレーチングは、現場状況を踏まえて長期的に検討していきます。
- ・福島公園の入口の段差解消について、トイレ更新工事に合わせて実施します。

### (4)交通安全特定事業

#### ◆公安委員会

事業箇所	主な事業内容	整備時期	備考
重点整備地区内	交通違反や違法駐車などの取り締まり強化	随時	
	違法駐車及び放置自転車の防止や自転車の通行マナーに関する広報・啓発活動	随時	
県道152号紀ノ川 停車場線と 市道野崎145号線 との丁字路	信号機の設置	長期	

#### ○具体的な内容

- ・重点整備地区内において、交通違反や違法駐車などの取り締まり、また、違法駐車及び放置自転車の防止や自転車の通行マナーに関する広報・啓発活動を随時行います。
- ・県道152号紀ノ川停車場線と市道野崎145号線との丁字路において、現場状況を踏まえて、信号機の設置について長期的に検討していきます。

(5)その他の事業

ア 情報提供

◆和歌山市

事業箇所	主な事業内容	整備時期	備考
河北コミュニティセンター	誘導チャイムの設置	短期	

○具体的な内容

- ・玄関口に視覚障害者用の誘導チャイムを設置します。

イ ソフト施策

(ア)情報のバリアフリーの推進

事業種別	バリアフリーに向けた取組み	関連計画
<p>広報・情報媒体等を活用した広報・啓発</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市報わかやまやパンフレット、市のホームページ等の多様な広報媒体を通じて、障害のある人に関する情報の迅速な提供や啓発に努めるとともに、理解しやすい形での情報の周知啓発を図る。</li> <li>・ユニバーサルデザインに配慮したホームページを作成し、効果的な情報の提供に努めるとともに、障害のある人に関する情報について、情報が迅速、確実に届くよう、障害の特性に応じた伝達手段を用いるよう努める。</li> </ul>	
<p>障害のある人に配慮した情報の提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・声の市報や点字市報の発行、手話放送等により、今後も障害のある人に配慮した情報伝達に取り組む。</li> </ul>	
<p>福祉情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広い範囲にわたる福祉情報についての的確に提供できるよう、ホームページ等の内容を工夫するとともに、関係機関窓口、電話相談等で適切に情報提供できるよう連携及び情報の共有に努める。</li> <li>・障害者差別解消法に定められた合理的配慮に基づき、福祉に関する情報等の分かりやすい形での周知・啓発を推進する。</li> </ul>	<p>第5期 和歌山市 障害者計画</p>
<p>相談員や障害者団体等との連携による情報提供の促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害のある人が様々な機会や場を通じて、制度や福祉サービス等に関する情報を入手できるよう、相談員や障害者団体等、地域福祉活動に携わる関係者との連携を強化し、タイムリーに情報が届くよう、情報提供の促進を図る。</li> </ul>	
<p>コミュニケーション支援事業の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・聴覚や視覚に障害のある人のコミュニケーションの手段を確保し、日常生活の支援及び社会参加の促進を図るため、意思疎通支援者養成の推進、講座内容の充実に努める。</li> <li>・手話通訳要約筆記者の養成の推進及び派遣、手話通訳者の設置、盲ろう者向け通訳介助員の養成及び派遣、点字市報・声の市報の発行等の充実に努める。</li> </ul>	

(イ)心のバリアフリーの推進

事業種別	バリアフリーに向けた取組み	関連計画
福祉体験学習、人権教育や福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供たちの障害のある人への理解が深まるよう、学校教育や社会教育をはじめ、福祉体験学習を通じて障害のある人との交流機会を充実するとともに、人権のこころや福祉のこころの育成に努める。</li> <li>・地域活動やイベントでの啓発活動、講演会などを通じてあらゆる年代の幅広い市民を対象とした福祉教育の推進に努める。</li> </ul>	第5期 和歌山市 障害者計画
交流教育の推進と教職員の資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・インクルーシブ教育システムの構築に向けて、障害の特性にあった合理的配慮について考え、障害のある子どもも共に学び合える交流及び共同学習を推進していくとともに、教職員の専門性の向上を目指すといった特別支援教育の充実を図る。</li> </ul>	
精神疾患や精神障害に対する知識の普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民のこころの健康づくりと精神疾患の発症を予防する取組みを進め、精神障害のある人への正しい知識と理解を深めるための取組みを推進する。</li> <li>・パンフレット等を通じて、市民の精神疾患や精神障害に対する正しい理解の普及・啓発を、関係機関や家族会等の関係団体と連携して取り組む。</li> </ul>	
福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校・中学校ともに福祉教育を実施しているが、引き続き、それぞれの学校の年間行事にも組み込みながら、計画的に生徒の福祉に対する理解を深めるように取り組む。また、小学校、中学校における地域高齢者等との交流行事も継続的に実施する。</li> </ul>	第8期 和歌山市 高齢者 福祉計画 及び 介護保険 事業計画
児童生徒によるボランティア活動の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童・生徒に対する福祉教育の一環として、小学校・中学校の児童・生徒と共に地域の人々、保護者と協力しながら、計画的に清掃活動等のボランティア活動に取り組む。</li> </ul>	
体験的な学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒の高齢者や障害者などに対する豊かな心を培うため、より実践的な体験学習の充実に関し各学校において計画的に取り組む。</li> </ul>	